

那智勝浦町街なみ環境整備事業計画策定支援業務委託プロポーザルに係る質問事項及び回答

| No | 質問事項  | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|---|
| 1  | 公募型プロポーザル実施要領<br>7. 企画提案書等の提出<br>(2)その他提出書類等                      | ④国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び地方税(都道府県税及び市町村民税)について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内のもの)各1部 とありますが、コピーを提出してよろしいでしょうか。   | コピーのご提出で差し支えございません。   |
| 2  | 公募型プロポーザル実施要領<br>7. 企画提案書等の提出<br>(1)企画提案書の作成要領 ア.                 | 文字フォントの大きさに制限はありますか？  | 10.5ポイント以上としてください。  |
| 3  | 公募型プロポーザル実施要領<br>7. 企画提案書等の提出<br>(1)企画提案書の作成要領 ウ.<br>⑤業務工程・スケジュール | 中間報告、議会報告等が必要ですか？必要な場合、報告時期と報告が必要な内容をご教示下さい。  | 町議会への報告は必要となります。業務の進捗次第にはなりますが、9月議会にて整備方針、3月議会にて事業計画の報告を想定しています。  |
| 4  | 評価採点表<br>業務遂行能力<br>同種・類似業務の実績                                     | 同種・類似業務に示された業務とは異なる「公共交通計画等の策定業務実績を有しているか。」とありますが、どのように理解すればよいのでしょうか？   | 誤植です。町ホームページに掲載している様式についても既に修正しておりますので、ご確認ください。   |
| 5  |   | 対象世帯数約200世帯とは、(別紙図面)に示された街並み環境整備事業区域の世帯数概数のことでしょうか？   | 事業区域として想定される範囲(別紙図面参照)を含む築地地区全体の世帯概数となります。  |
| 6  | 業務仕様書<br>6. 業務内容<br>(2)住民意向等の把握                                   | 事業区域内において、地区住民や商店会等によるまちづくり組織等が組織化されているのでしょうか？  | 現在、商店会が4団体組織されています。   |
| 7  |   | 本計画に関して、地区住民、商店街等との意見交換や協議は既に行われていますか？(参考資料に挙げられた「那智勝浦町街並み環境整備事業計画(令和6年1月)」は、住民意見等が反映されたものでしょうか？)   | 計画の概要について、意見交換会や説明会を既に実施していますが、全ての事業メニューについて合意形成が図れているものではありません。  |
| 8  | 業務仕様書<br>6. 業務内容<br>(6)その他  | 和歌山県以外に想定されている協議先はありますか？  | 和歌山県警察及びJR和歌山支社との協議を想定しています。  |
| 9  |   | 那智勝浦町において、景観や街並み整備に係るルールや、それに代わる景観条例等がありますでしょうか。  | 町独自の景観計画や条例はありません。  |
| 10 | 景観、街並み整備に係るルール、条例について   | 上記について、ルールや景観条例等がない場合、ルール策定や地元合意形成支援については、次年度以降での対応を予定されているのでしょうか。  | 将来的な景観計画の策定を視野に入れつつ、今回の業務において地元合意形成を図り、修景等に係る一定のルールを整備方針や事業計画として取りまとめたと考えています。  |
| 11 | 「那智勝浦町街なみ環境整備事業計画」について  | 「那智勝浦町街なみ環境整備事業計画」について、地元関係者との協議は現在に至るまで、どの程度実施されているのでしょうか。   | 計画の概要について、意見交換会や説明会を既に実施していますが、全ての事業メニューについて合意形成が図れているものではありません。  |
| 12 | 業務体制説明書   | 実施要領に記載の企画提案書等の提出時の提出物のうち、「業務体制説明書」は任意様式と考えてよいのでしょうか。   | お察しのとおり。  |
| 13 | 見積書   | 実施要領に記載の企画提案書等の提出時の提出物のうち、「見積書」は『様式4:那智勝浦町街なみ環境整備事業計画策定支援業務 見積書』及び様式4の注釈に記載の『内訳明細書(任意様式)』のことを指していると考えてよいのでしょうか。   | お察しのとおり。  |
| 14 | 整備方針等の周知  | 街なみ環境整備事業制度要綱では、「街なみ環境整備方針」及び「街なみ環境整備事業計画」について、当該区域内の居住者及び利害関係者への周知に関する事項がありますが、本業務で作成する整備方針及び事業計画についても、パブリックコメント等の周知の機会は想定されていますでしょうか。また、想定されている場合は、実施想定のある時期をご教示ください。(本業務期間中、本業務期間以降) | 仕様書 6. 業務内容 (2)住民意向等の把握 で記載しておりますアンケートや意見交換会等により、周知及び意見聴取を行うものと想定していますが、必要に応じパブリックコメントの実施も考えています。いずれも本業務期間中に行うものと想定しています。 |